

法人税法・所得税法・相続税法・消費税法をそろえた
充実のコンテンツラインナップ

会社税務積義 Digital

法人税法に関わる全ての事項について、理論的かつ実務的に解説

会社税務事例 Digital

実務上判断に迷う2,000あまりの事例を精選して掲載

法人税関係通達総覧 Digital

法人税に関する主要な通達をコンメンタール形式で詳細に解説

コンメンタール × 所得税務積義 Digital

実務から法令解釈まで所得税の全てを解説

コンメンタール相続税法 Digital

条文解釈の正確性を追求した、相続税法の逐条解説

コンメンタール消費税法 Digital

条文解釈の正確性を追求した、消費税法の逐条解説

 税務・会計データベース *DHC Premium*

コンメンタール消費税法 Digital

<https://www.zeikaikedb.com/>

～条文解釈の正確性を追求したコンメンタール～ 実務に使える プロのための消費税法データベース

消費税法と租税特別措置法（消費税法の特例）に加え

消費税法改正附則についても、**要旨** **沿革** **注釈** の順に逐条で詳解

法第37条 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例

条文
第37条 事業者（第9条第1項本文の規定により消費税額を免除される事業者を除く。）が、その納税地を所轄する税務署長にその基準期間における課税売上高（同項に規定する課税売上高をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）が5,000万円以下である課税期間（第12条第1項に規定する課税期間（以下この項及び次条第1項において同じ。）をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）の開始の日から起算して、当該課税期間が開始した日の属する課税期間（その基準期間における課税売上高が5,000万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。）については、第30条から前条までの規定により課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額を、これらの規定にかかわらず、当該事業者の当該課税期間における課税売上高から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額とする。

要旨

本条は、中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例、いわゆる簡易課税制度についての取扱いを明らかにしている。多段階にわたり課税しながらも税の累積排除の効果を享受し、実質的に課税を課税し、我が国の企業にとってなじみの深いものであるため、事業者すなわち納税義務者の事務負担を軽減し、中小事業者の事務負担を考慮して設けられたのが、この簡易課税の制度である。この制度では、事業者が仕入れに係る消費税額を計算する際に、仕入れに係る消費税額を控除することができることとされている。すなわち、課税事業者が、基準期間における消費税法第37条第1項に規定する課税売上高が5,000万円以下である課税期間の末日までに消費税法第37条第1項に規定する課税売上高を所轄税務署長に提出した場合には、実際の仕入れに係る消費税額を計算することなく、その課税期間の課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に限る。）に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額からその課税期間の課税売上高を控除することができる。

沿革

1 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例、いわゆる簡易課税制度は、消費税の創設時に、事業者の納税事務負担の軽減を図る観点から設けられた制度であり、その基準期間における課税売上高が5億円以下である課税期間について適用され、また、仕入れに係る消費税額は、売上げに係る消費税額に主たる事業に係るみなし仕入率（原則80%、卸売業者90%）を乗じて計算することとされていた。なお、制定時（昭和63年12月法律第108号）は、以下のとおりである。

沿革

現行規定のルーツが理解できる。立法の歴史的経緯、改正年次順の改正理由・背景等を克明に、かつ原典をそのまま引用して客観性が保たれるよう記述

沿革

現行規定のルーツが理解できる。立法の歴史的経緯、改正年次順の改正理由・背景等を克明に、かつ原典をそのまま引用して客観性が保たれるよう記述

条文解釈のその先へ

制度の本質をつかむ!!

判断に確信がもてる!!

税務調査にも対応できる!!

現行制度が理解できるから...

実務に迷う点にも言及し

重要な資料や事例研究も豊富に登載されているから...



「DHC コンメンタル 消費税法」全4巻 監修/武田昌輔 発刊年月日/1989年10月1日

3 みなし仕入率

簡易課税制度は、実際の仕入れに係る消費税額を計算することなく、その課税期間の課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額からその課税期間の売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の60%相当額（卸売業者その他の政令で定める事業者を営む事業者については、政令で定める額を算出して計算した金額）及びその課税期間の特定課税仕入れに対する消費税額からその課税期間の特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額に係る消費税額を控除した残額を仕入れに係る消費税額とみなして控除できるというものであるが、令第57条では、このみなし仕入率及び各事業者の算出方法について次のように定めている。

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）

令第57条 次項及び第3項に定めるもののほか、法第37条第1項に規定する課税売上高を算出するに当たっては、同項第1号に規定する政令に準じ当該各号に定める率とする。

- 一 第一種事業 100分の90
- 二 第二種事業 100分の80
- 三 第三種事業 100分の70
- 四 第五種事業 100分の50
- 五 第六種事業 100分の40

5 前各項において

- 一 第一種事業
- 二 第二種事業
- 三 第三種事業

注釈

第一線の実務家や立法担当経験者が、多角的な視点で各規定を条項ごとに詳細に解説。各条文に関連する施行令・施行規則はもとより、基本通達や参考法令、告示を引用し、解説

事例研究

消費税法では、コンメンタルシリーズで唯一、「事例研究」を豊富に登載し、個別具体的な取扱事例を明快に回答

判決例・裁決例等

判断の裏付けとなる判決・裁決を確認することで、法的解釈が確固たるものに!

コンテンツを活かす データベース版ならではの多彩な機能

検索機能

フリーワード検索

検索候補が表示されるキーワードサジェスト機能

条文索引検索

その他多様な検索機能で、知りたい情報に素早くアクセスできる!!

根拠法令（法令バルーン表示）

根拠条文や解説に示されている法令をワンクリックで確認（※1）

具体的な事例は「関連解説・Q&A」で確認（※2）

リンク機能

関連解説・Q&A

建設業者が建築工事を請負い、他の事業者に一括下請させた場合（丸投げ）、その建設業者が行う資産の譲渡等の事業区分はどうなりますか。

建設業者が請け負った工事を自ら行わないで、すべて下請業者に行わせる場合（工事の丸投げ）の建設業の元請も第三種事業に該当します。ただし、仲介料（口銭）のみを受領することとしているものは、第五種事業に該当します。

逐条解説と具体的な事例解説で、制度理解が深まり、実務上の対応がイメージできる!!

どちらも第三種事業

※1 別途「D1-Law.com 税務・会計法規」等をご契約の場合 ※2 別途「税務・会計データベース Standard」等をご契約の場合